

熊本市企業管理者の給与に関する条例の一部改正について

熊本市企業管理者の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市企業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 熊本市企業管理者の給与に関する条例（昭和41年条例第48号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第1号中「100分の167.5」を「6月に支給する場合は100分の167.5、12月に支給する場合は100分の172.5」に改める。

第2条 熊本市企業管理者の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項第1号中「6月に支給する場合は100分の167.5、12月に支給する場合は100分の172.5」を「100分の170」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は令和元年12月1日から、第2条の規定は令和2年4月1日から施行する。

（提出理由）

一般職の給与改定の実施に伴い、企業管理者の期末手当の改定をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。